

令和2年2月28日

町立学校児童生徒の保護者様

世羅町教育委員会教育長 松浦 ゆう子
世羅町立世羅中学校長 岩田 嘉憲

全町立学校の臨時休業について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、内閣総理大臣及び文部科学事務次官から春季休業の開始日まで臨時休業とするよう要請等がありました。

世羅町教育委員会としては、今回の要請等を踏まえ、学校保健安全法第20条に基づき、感染症の予防上必要があると判断し、令和2年3月2日(月)から令和2年3月25日(水)までの間、全ての町立学校を臨時休業とします。また、これに伴い、この期間中、教育相談所「高野塾」も閉鎖します。

保護者の皆様におかれましては、今回の臨時休業についてご理解いただきますとともに、次の事項についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<保護者の皆様へのお願い>

- 次の事項について学校で指導しておりますので、ご家庭でもご指導ください。
 - ・臨時休業中は、原則として自宅で過ごし、十分な睡眠、バランスのとれた食事を心がけ、家庭学習を行うなど、規則正しい生活をする事。
 - ・手洗いや咳エチケット、マスクの励行など、基本的な感染症対策を徹底すること。
 - ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、保護者に相談し、医療機関を受診すること。
- 現下の状況を踏まえ、不要不急の外出は控えてください。
- お子様や保護者、同居されているご家族の方に新型コロナウイルス感染症の発症が疑われる場合は、速やかに学校へもご連絡ください。
- 今後の具体的な対応等の連絡は、一斉メール配信等により行います。